

関東福祉専門学校 教育課程編成委員会 運営規約

第1条（名称及び事務局）

関東福祉専門学校の教育課程の編成について検討を行うため、関東福祉専門学校教育課程編成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び全体調整を行うものとする。

- (1) 関東福祉専門学校の教育課程編成に関すること。
- (2) 教育課程編成に伴う指導体制及び教育環境の整備に関すること。

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから関東福祉専門学校教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 団体等の役職員
- (2) 有識者
- (3) 企業等の役職員
- (4) 学内責任者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を主催する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

第7条

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関東福祉専門学校事務局において処理する。

付則この規約は、平成30年4月1日より施行する。